

2010年10月13日

「集団的消費者被害救済制度」に対する意見

日本生活協同組合連合会

この間、集団的消費者被害救済制度研究会が精力的に検討を重ね、報告書を取りまとめられたことに敬意を表します。消費者被害の救済に実効性ある制度の実現を求める立場から、以下「集団的消費者被害救済制度」に対する意見を申し述べます。

1. 集団的消費者被害救済制度の早期実現が必要であり、手続追行主体には適格消費者団体等の消費者団体も含めるべきです

研究会報告書でも述べられている通り、多くの消費者被害の特徴は、少額で多数の被害であり、裁判にかかる費用や手間の問題をふまえると、訴訟は消費者個人にとってハードルが高く、泣き寝入りするケースがほとんどです。消費者基本法には消費者の権利のひとつとして、「消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること」が規定されており、これを実質的に保障するためにも制度の整備が急がれます。また、悪質な事業者が悪質な行為を繰り返すことで消費者に被害が生じることを抑止するためには、事業者のもとに不当利益を残さないという観点も重要です。こうした点から、被害救済と不当収益はく奪が効果的に行われる集団的消費者被害救済制度の早期実現が必要と考えます。

なお、本制度の手続追行主体については、消費者の権利の実現と自立支援のために、消費者に身近な立場から消費者被害救済・防止活動を行っている消費者団体も担い手の1つとすることが不可欠と考えます。特に適格消費者団体は、現在も差止請求関係業務を精力的に実施しており、この既存の活動と合わせて損害賠償請求が可能になれば、少額多数被害の救済・不当収益はく奪に効果的に結びつくと考えられます。

2. 集合訴訟制度については、より実効的な被害救済が図れ、かつ運用性が高い制度として、A案とC案を中心に制度の具体化を急ぐべきです

集団的消費者被害には、被害者の特定が比較的容易でかつ重要な争点に共通性がある案件の中でも、被害内容が定型的なケースと被害内容の個別性が強いケースのそれぞれがあり、集合訴訟制度についてはこの両面のケースに対応できるような制度設計を行う必要があります。

大学学納金返還請求のように、被害者の特定が比較的容易で重要な争点に共通性があり、被害内容も定型的なケースについては、不当収益の総額を事業者を支払わせ、被害者に分配が行えるC案が有効です。C案は、個々の消費者の負担も軽減でき、特に被害救済の実効性が高い制度と考えます。

また、敷金返還請求のように、被害者の特定が比較的容易で重要な争点に共通性があるものの、被害内容の個別性が強いケースについては、第一段階で共通争点の確認判決を得たうえで、第二段階で個々の消費者が救済を得る二段階方式の仕組みとして、A案またはB案が有効です。ただし、集合訴訟制度については、被害救済の実効性に加え、制度が活用されうるか否かという制度の運用性の観点を踏まえて検討を進めるべきです。A案は、通知・公告を行う必要

がないことなどから手続追行主体の負担が比較的軽く、かつ個々の消費者の訴権を奪うこともないという利点があります。これに対しB案は、通知・公告が必要となることから、A案に比べて手続追行主体の負担が重く、制度が活用されない危惧が残ります。

こうした点を踏まえると、研究会報告書で提案されている手続モデル案の中でも、A案とC案を中心に制度の具体化を急ぐべきと考えます。実現に向けては、消費者基本計画に位置づけられた通り、来年夏を目途に制度の結論を得て、2012年通常国会での制度実現を果たすべきです。

3．制度の実効性確保策として、通知・公告のあり方、手続追行のために必要な費用のあり方などについて、手続追行主体の負担が極力軽減される制度設計を求めます

集合訴訟制度が活用されるか否かについては、「今後検討すべき論点」にも掲げられている論点の中でも、通知・公告のあり方、手続追行のために必要な費用のあり方などについての制度設計が重要です。消費者団体の活動はもっぱらボランティアに依存しているのが現状であり、財政基盤の確立に苦労している中で、通知・公告等で多大な訴訟費用が必要になる制度となれば、制度の活用はきわめて困難になると言わざるをえません。通知・公告の主体は相手方または裁判所とする、弁護士費用を含む訴訟費用についても何らかの支援策も含めて検討するなどの形で、手続追行主体の負担が極力軽減される制度設計をお願いいたします。

4．行政による経済的不利益賦課制度と保全制度についても、制度化に向けての検討を進めるべきであり、今後の検討について集合訴訟制度とは別に検討を進めることに賛成します

食品表示偽装のように、重要な争点に共通性があるものの、被害額僅少・被害者特定困難な案件については、集合訴訟制度での被害救済が困難なケースも多いと想定されますが、こうしたケースにおいて、事業者の手元に不当収益を残さないためには、行政による経済的不利益賦課制度が有効と考えます。また、ねずみ講のような破綻必至の悪質商法事案や、悪質リフォーム商法などの債務超過になっている不当勧誘事案については、被害救済の実効性確保策として、保全制度が必要です。今後の検討の進め方については、研究会報告書でまとめられている通り、集合訴訟制度とは別に検討を進めることに賛成します。

5．適格消費者団体支援策については、集合訴訟制度に先行して検討を進め、可能な支援措置は早期に具体化することを要望します

研究会報告書の「まとめ」に記載されている「適格消費者団体の飛躍的発展が必要であり、消費者庁においても適格消費者団体が全国的に設立されるように支援することや、訴訟追行に必要な資金の確保、情報面における支援など、環境整備を図ることが必要」との認識に賛同するとともに、適格消費者団体への支援策の検討は、集合訴訟制度の検討とは別に進めることに賛成します。

適格消費者団体が行う活動は、事業者の違法な行為の是正を通じて、消費者被害の拡大防止・健全な市場環境整備に寄与している現在の差止請求関係業務も含め、特に公益性が高い活動であることから、情報面・資金面などで可能な支援措置は、集合訴訟制度の導入に先行して具体化することを要望します。

以上